

豊岡市役所における主な合理的配慮事例

市職員が法の趣旨を理解し、「障害のある方にとってどのような配慮が必要であるか」を考えるために、合理的配慮の提供事例を集約し全庁的に共有

資料3

聴覚障害

- ・磁気ボード（窓口用筆談ボード）の設置
2018年度に86カ所設置
- ・総合案内に手話通訳のできる職員を配置
- ・講演会等に手話通訳を導入
- ・災害時に避難情報等をFAX送信
- ・身振りや筆談で対応

視覚障害

- ・点字ブロック、誘導マットの整備
- ・点字テプラの貼付（封筒、音訳図書、CDケース、福祉タクシー・バス共通利用券）
- ・ポスター、チラシ作成の際に、色覚障害の方にとって読みにくいデザインになっていないか確認

肢体不自由

- ・車いすの設置、貸出
2018年度に8台設置
- ・ゆずりあい駐車区画であることを分かりやすくするため路面に着色、対象マークを転写
- ・講演会等で出入り口付近に予約席を確保
- ・スロープ、手すりの設置
- ・申請書等の記載がしやすい高さの記載台へ案内

知的障害

- ・手続きの流れを図示したり、簡潔な説明で対応

精神障害

- ・来庁目的を聞き取り、必要度の低い混乱しそうな話はしない
- ・複数の情報を一度に伝えず、図示や具体的な内容で説明し、優先順位を示す